


所管部課	福祉部 障害福祉課	部長	田口 茂夫	
件名	東大和市心身障害者福祉手当条例施行規則の一部を改正する規則 について		区分	
			1 審議事項	2 報告事項
関係事項	条例規則	東大和市心身障害者福祉手当条例		
	部課機関			
<p>1. 要 旨</p> <p>令和2年度税制改正（地方税法の改正）により、婚姻歴の有無や性別にかかわらず、生計を一にしている子を有する単身者に対して「ひとり親控除」が適用され、従来の寡婦（寡夫）控除はひとり親に該当しない寡婦に係る控除に改正することとされた。</p> <p>これに伴い、東大和市心身障害者福祉手当条例施行規則について所要の改正を行う。</p> <p>(1) 主な改正点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・寡婦（寡夫）控除のみなし適用及び特別の寡婦（寡夫）部分を削除する。</li> <li>・ひとり親控除についての規定を追加</li> <li>・文言整理</li> </ul> <p>(2) 施行日</p> <p>令和3年1月1日から施行し、令和3年8月以後の心身障害者福祉手当の支給について適用する。（令和3年7月以前の月分の手当の支給については、改正前の規定を適用する。）</p> <p>(3) 影響及び効果</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和2年税制改正に合った規則となり、適切な運用が図られる。</li> <li>・寡婦（寡夫）控除をのみなし適用させる必要がなくなり、手続きの簡略化及び職員の事務負担の軽減が図られる。</li> </ul>				
<p>2. 経 過（現時点に至るまでの経過）</p> <p>文書課において審査済み</p>				
<p>3. 留意事項（問題点等）</p> <p>特になし</p>				
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>庁議終了後、速やかに改正手続きを進めたい。</p>				
<p>5. 審議結果</p>				

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。